

申入れ協議終了のご連絡

令和3年8月31日

愛知県豊田市豊田町1番地

トヨタ自動車株式会社

代表取締役 豊田章男 殿

愛知県名古屋市中村区名駅4丁目7番1号

トヨタ自動車株式会社

モビリティサービス事業部

部長 沖田大介 殿 (送付先)

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松久三四彦

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55

ほくろうビル3階

TEL : 011-221-5884 FAX : 011-221-5887

冠省

当法人の貴社に対する申入れ(平成30年8月2日付申入書、令和2年6月5日付再申入書)に対し、平成31年4月26日付及び令和2年8月5日付で貴社からご送付いただいた回答書につきまして、以下のとおりご連絡いたします。

貴社の令和2年12月1日改定の貸渡約款において、概ね当法人の申入れ内容を汲んだ修正がなされましたことを確認いたしました。これをもちまして、今回の申入れに関する協議は終了させていただきたいと思っております。

なお、これまでやり取りさせていただいた申入書及び貴社の回答書につきましては、当法人のウェブサイト上ですでに公表しておりますが、本書面につきましても同様に公表させていただきますことを申し添えいたします。

草々